○神奈川県立県民ホール条例(昭和49年3月30日条例第1号)

神奈川県立県民ホール条例

昭和49年3月30日 条例第1号

改正 昭和50年12月27日条例第42号

昭和58年12月21日条例第33号 平成元年3月20日条例第5号 平成6年3月30日条例第8号 平成13年12月28日条例第70号

平成20年7月22日条例第32号平成26年3月25日条例第7号

昭和55年12月23日条例第51号 昭和61年10月17日条例第45号 平成4年12月22日条例第53号 平成9年3月25日条例第2号 平成17年3月29日条例第33号 平成21年3月31日条例第40号 平成31年3月22日条例第18号

神奈川県立県民ホール条例をここに公布する。

神奈川県立県民ホール条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立県民ホールの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)

第2条 県民の文化芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設として、次のとおり神奈川県立県民ホール(以下「県民ホール」という。)を設置する。

区分	位置
本館	横浜市中区山下町3番地の1
神奈川芸術劇場	横浜市中区山下町281番地

一部改正 [平成6年条例8号・17年33号・21年40号]

(指定管理者による管理)

- 第3条 県民ホールの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。) は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
 - (1) 県民ホールの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
 - (2) 県民ホールの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
 - (3) 音楽、舞踊その他の舞台芸術及び美術の振興に関する業務
 - (4) その他前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務 追加[平成17年条例33号]

(指定管理者の指定の申請)

- 第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知 事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
 - (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
 - (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
 - (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類

追加〔平成17年条例33号〕、一部改正〔平成20年条例32号〕

(指定管理者の指定の基準)

- 第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により県民ホール の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。
 - (1) 住民の平等利用が確保されること。
 - (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
 - (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
 - (4) 安定した経営基盤を有していること。
 - (5) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを 判断するために必要なものとして規則で定める基準

追加〔平成17年条例33号〕

(指定管理者の指定の告示)

- 第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。 追加[平成17年条例33号]

(管理の基準等)

- 第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。
 - (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項 追加[平成17年条例33号]

(指定管理者の指定の取消し等)

- 第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - (2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例33号〕

(休館日)

- 第9条 県民ホールの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館 日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

追加〔平成17年条例33号〕

(開館時間)

- 第10条 県民ホールの開館時間は、午前9時から午後10時(ギャラリーにあつては、午後6時)までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成17年条例33号〕

(利用の承認)

- 第11条 県民ホールを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、 公開の施設等の利用については、この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。
 - (1) 県民ホールにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められると き。
 - (4) その他利用させることが県民ホールの管理上支障があると認められるとき。
 - 一部改正〔平成6年条例8号・17年33号〕

(利用料金の納付)

- 第12条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、県民ホールの利用に係る料金 (以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る利用料金及び駐車場利用料金については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - 一部改正〔平成6年条例8号・13年70号・17年33号〕

(利用料金の減免)

- 第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用 料金を減免することができる。
 - 一部改正〔平成13年条例70号・17年33号〕

(利用料金の不還付)

- 第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他利用者の責めに 帰することができない理由により県民ホールを利用することができないと認めたときは、この限り でない。
 - 一部改正 [平成6年条例8号・13年70号・17年33号]

(利用承認の取消し等)

- 第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の承認を取り 消し、又は県民ホールの利用を中止させ、若しくは制限することができる。
 - (1) 第11条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - (2) 利用の目的に違反したとき。
 - (3) 虚偽又は不正の行為により利用の承認を受けたとき。
 - (4) 災害その他のやむを得ない理由により施設等の利用ができなくなつたとき。
 - (5) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。
 - 全部改正〔平成6年条例8号〕、一部改正〔平成17年条例33号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、県民ホールの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。 一部改正「平成6年条例8号・17年33号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、昭和49年4月1日から施行する。

(昭和49年10月規則第97号で、同49年10月16日から施行)

附 則(昭和50年12月27日条例第42号)

- L この条例は、昭和51年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る県民ホールの利用又はこの条例 の施行の日から昭和51年3月31日までの間における県民ホールの利用については、改正後の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和55年12月23日条例第51号)

- 1 この条例は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館及び神奈川県立県民ホール(以下「県立青少年センター等」という。)の利用又はこの条例の施行の日から昭和56年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用については、第1条から第3条までに規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和58年12月21日条例第33号)

- 1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール及び神奈川県立婦人総合センター(以下「県立青少年センター等」という。)の利用又はこの条例の施行の日から昭和59年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年10月17日条例第45号)

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール、神奈川県立婦人総合センター及び神奈川県立神奈川近代文学館(以下「県立青少年センター等」という。)の利用又はこの条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月20日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第27条の規定は同年7月1日から施行する。 (会館等の使用料に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第 2条から第10条まで、第20条、第23条、第26条及び第28条から第33条までの規定による改正後の各 条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成4年12月22日条例第53号)

- 1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る(中略)神奈川県立県民ホール (中略)及び神奈川県立神奈川近代文学館(以下「県立青少年センター等」という。)の利用又は この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使 用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前 の例による。

附 則(平成6年3月30日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成9年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(会館等の使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第 2条から第7条まで、第9条、第22条、第27条及び第28条の規定による改正後の各条例の規定にか かわらず、なお従前の例による。 附 則(平成13年12月28日条例第70号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条の規定により管理を委託している神奈川県立県民ホールの管理の委託及び開館時間については、平成18年9月1日(同日前に改正後の第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。)までの間は、なお従前の例による。
- 3 神奈川県立県民ホールの休館日については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 改正前の第3条から第7条までの規定は、附則第2項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。
- 5 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条及び第7条の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ改正後の第11条及び第15条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則 (平成20年7月22日条例第32号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第40号)

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成22年10月規則第105号で、同22年11月1日から施行)

附 則(平成26年3月25日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第3項及び 第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、第22条及び第42 条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

(神奈川県立相模湖交流センター等の利用料金に関する経過措置)

3 第2条、第5条、第7条から第9条まで、第11条、第14条、第15条、第17条、第47条、第49条、 第54条、第55条、第57条から第61条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた 者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、施行日以後の当該各条例に より設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定 の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則(平成31年3月22日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日
 - $(2) \cdot (3)$ (略)

(利用料金に関する経過措置)

- 4 第3条、第5条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。
- 5 第3条、第5条から第14条まで、第46条及び第50条に規定する各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事又は神奈川県教育委員会の承認を得た額とする。

別表第1 (第12条関係)

本館の利用料金の上限額

1 施設利用料金

(1) ホール利用料金

			平日		日曜日	、土曜日及	び休日
	豆八	午前9時か	午後1時か	午後5時30	午前9時か	午後1時か	午後5時30
	区分	ら午後0時	ら午後4時	分から午後	ら午後0時	ら午後4時	分から午後
		30分まで	30分まで	9 時まで	30分まで	30分まで	9時まで
大	利用に 徴収する入 係る催 場料の額が し等に 3,000円を ついて 超える場合	193, 600円	254, 100円	284, 350円	217,800円	326, 700円	326, 700円
スホール	入場料 を徴収 する場徴収する入 場料の額が 3,000円以 下の場合		193, 600円	205, 700円	157, 300円	242, 000円	242, 000円
	利用に係る催し等 について入場料を 徴収しない場合	96, 800円	133, 100円	145, 200円	114, 950円	169, 400円	169, 400円
J	利用に 徴収する入 係る催 場料の額が し等に 3,000円を ついて 超える場合	44,770円	61,710円	68, 970円	52,010円	76, 210円	76, 210円
小ホール	入場料 を徴収 する場徴収する入 場料の額が 3,000円以 下の場合	33, 870円	47, 170円	49, 610円	37, 510円	55, 650円	55, 650円
	利用に係る催し等 について入場料を 徴収しない場合	24, 200円	31, 450円	37, 510円	26, 610円	39, 910円	39, 910円

(2) リハーサル室利用料金

IX 分			午後5時30分から午 後9時まで
ホールの利用に伴つて利用す る場合	6,400円	6,400円	7,970円
ホールの利用に伴つて利用す る場合以外の場合	12,810円	12,810円	15, 970円

(3) 楽屋利用料金

X 分				午後5時30分から午 後9時まで
	第1楽屋	2,650円	2,650円	2,650円
	第2楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
大ホー	第3楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第4楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第5楽屋	1,320円	1,320円	1,320円

	第6楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第7楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
	第8楽屋	2,650円	2,650円	2,650円
小ホー	第1楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
ル	第2楽屋	1,320円	1,320円	1,320円
特別室		1,320円	1,320円	1,320円

(4) ギャラリー利用料金

	区分					
第1展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	8,840円				
第 1 股小至	利用に係る催し等について入場料を徴収しない 場合	5, 680円				
第2展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場 合	8,840円				
为 2 成 小宝	利用に係る催し等について入場料を徴収しない 場合	5, 680円				
第3展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場 合	10,390円				
労 3 茂小宝 	利用に係る催し等について入場料を徴収しない 場合	7,010円				
第4展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場 合	10,390円				
第 4 <u>嵌</u> 小主	利用に係る催し等について入場料を徴収しない 場合	7,010円				
第5展示室	利用に係る催し等について入場料を徴収する場 合	26, 350円				
カ 3 成小王	利用に係る催し等について入場料を徴収しない 場合	17,520円				

(5) 会議室利用料金

	立	日	日曜日、土曜日及び休日			
区分	午前9時から 午後5時から		午前9時から	午後5時から		
	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで		
十人举令	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき		
大会議室	3,500円	4,960円	4,960円	5,420円		
1. 人类 🕏	同	同	同	司		
小会議室	530円	840円	840円	950円		

(6) 駐車場利用料金

区分	1 時間以内の場合		分 1時間以内の場合 1時間を超える場合			買える場合	
普通自動車	1 台につき	470円	1 台最初の 1 時間につき	470円	1 台最初の 1 時間を超える 時間30分まで ごとにつき	230円	
大型自動車	同	1,070円	同	1,070円	同	530円	

備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

- 2 入場料の額が2以上に区分されている場合は、入場料の最高額が3,000円を超えるとき は徴収する入場料の額が3,000円を超える場合とし、入場料の最高額が3,000円以下のとき は徴収する入場料の額が3,000円以下の場合とする。
- 3 ホール、リハーサル室又は楽屋を(1)ホール利用料金、(2)リハーサル室利用料金又は(3)楽屋利用料金の表の時間の区分における時間(以下この備考(5を除く。)において「基本利用時間」という。)における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合(基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一の日において2以上の基本利用時間にわたつて利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間以外の利用時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間(2以上の基本利用時間にわたつて利用する場合は、直近の基本利用時間)における利用に係る利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 4 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として当該ホールを利用する場合の利用料金は、利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合の基本利用時間の区分に応ずる利用料金の額に3により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 5 ギャラリーを午前9時から午後6時までの利用時間(以下この号において「基本利用時間」という。)を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合のその基本利用時間以外の利用時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間における利用に係る利用料金の額に9分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

2 設備利用料金

種別	単位	利用料金の額
楽器	1台1回	23, 950円
舞台設備	1種類1回	9,060円
ホール照明セット	1回	15,970円
その他の照明設備	1台1回	1,320円
ホール音響セット	1回	13,790円
その他の音響設備	1台又は1本1回	2,410円
映写設備	1台1回	6,880円
テレビモニター一式	1回	4,220円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電 力1キロワット1回	210円

- 備考 1 1回とは、一の基本利用時間(1施設利用料金の表備考3又は別表第2の1施設利用料金の表備考4に規定する基本利用時間をいう。以下この備考の2において同じ。)内における利用をいう。
 - 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合(基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一の日において2以上の基本利用時間にわたつて利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間以外の利用時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1

時間以内であるときは表に掲げる利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とし、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間を超えるときは1回の利用料金の額とする。

- 3 ホール若しくは神奈川芸術劇場のホールの利用に伴う準備若しくは練習を行うことのみを目的として利用する場合、神奈川芸術劇場の大スタジオ、中スタジオ若しくは小スタジオAの催し等を行わない場合の利用に伴つて利用する場合又は神奈川芸術劇場の小スタジオBの利用に伴つて利用する場合の利用料金は、表に掲げる利用料金の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 4 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示 消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キ ロワットとする。
- 5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料 を計算する。

全部改正〔平成21年条例40号〕、一部改正〔平成26年条例7号・31年18号〕

別表第2 (第12条関係)

神奈川芸術劇場の利用料金の上限額

- 1 施設利用料金
 - (1) ホール利用料金

			ਜ ਹ		口閉口	上閉口及	7814-11	
			平日			、土曜日及		
IX 🕁		午前9時か	午後1時か	午後 5 時30	午前9時か	午後1時か	午後 5 時30	
		ら午後0時	ら午後4時	分から午後	ら午後0時	ら午後4時	分から午後	
		30分まで	30分まで	9時まで	30分まで	30分まで	9時まで	
	徴収する入							
	場料の額が	000 500	000 000 M	005 040H	051 400 H	977 140 III	977 140 EI	
	8,000円を超	209,520円	293, 330円	335, 240円	251, 430円	377,140円	377, 140円	
TI III) = 15	える場合							
利用に係	徴収する入							
る催し等	場料の額が		220,000円		188,570円	282,860円		
について	3,000円を超	157, 140円		251,430円			282,860円	
入場料を	え8,000円以	, , , , ,	,	,				
徴収する	下の場合							
場合	徴収する入							
	場料の額が							
	3,000円以下	104, 760円	146,660円	167,620円	125,710円	188,570円	188,570円	
	の場合							
利用に係	る催し等につ							
いて入場料を徴収しな		89,040円	124,660円	142, 480円	104,760円	157, 140円	157, 140円	
い場合		, , ,	, ,			, ,		

(2) スタジオ利用料金

		平日		日曜日、土曜日及び休日		
	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午後5時
区分	から午後	から午後	30分から	から午後	から午後	30分から
	0 時30分	4 時30分	午後9時	0 時30分	4 時30分	午後9時
	まで	まで	まで	まで	まで	まで
大ス 催し等 利用に係 徴収する入						
タジ を行う る催し等 場料の額が	39,290円	55,000円	62,860円	47,140円	70,710円	70,710円
オ 場合 について 3,000円を						

		入場料を 超える場合						
		徴収する 機収する入 場合 場料の額が 3,000円以 下の場合	26, 190円	36, 660円	41, 910円	31, 430円	47, 140円	47, 140円
		利用に係る催し等に ついて入場料を徴収 しない場合	22,310円	31, 220円	35, 620円	26, 190円	39, 290円	39, 290円
		ホール等を利用する 催し等に伴う場合	11,000円	15,400円	17,600円	13,090円	19,690円	19,690円
	ない場 合	ホール等を利用する 催し等に伴わない場 合	15,710円	22,000円	25, 140円	18,860円	28, 290円	28, 290円
	催し等る	を行う場合	14,140円	19,800円	22,630円	17,080円	25,560円	25,560円
中ス タジ		ホール等を利用する 催し等に伴う場合	5,030円	7,020円	7,960円	6,080円	9,010円	9,010円
オ	ない場 合	ホール等を利用する 催し等に伴わない場 合	7, 120円	9,960円	11, 310円	8, 380円	12,570円	12,570円
	催し等る	を行う場合	10,480円	14,660円	16,760円	12,570円	18,860円	18,860円
小ス タジ		ホール等を利用する 催し等に伴う場合	3,660円	5, 130円	5,860円	4,510円	6,710円	6,710円
オA		ホール等を利用する 催し等に伴わない場 合	5, 240円	7, 330円	8,380円	6, 290円	9, 430円	9, 430円
	催し等る	を行う場合	18,640円	26,090円	29,760円	22,310円	33,420円	33,420円
タジ オ及		ホール等を利用する 催し等に伴う場合	8,690円	12,160円	13,830円	10,580円	15,710円	15,710円
びスジA同に用る合いタオを時利す場合	催し等 を行わ ない場 合	ホール等を利用する 催し等に伴わない場 合	12, 360円	17, 290円	19, 690円	14, 660円	22, 000円	22, 000円
小ス タジ	ホール ⁴ に伴う	等を利用する催し等 場合	2,930円	4,090円	4,610円	3,460円	5, 130円	5, 130円
タン オB		等を利用する催し等 ない場合	4, 190円	5,860円	6,710円	5,030円	7,440円	7,440円

(3) 楽屋利用料金

午前9時から	午後1時から	午後 5 時30分から
午後 0 時30分まで	午後4時30分まで	午後9時まで
1,570円	1,570円	1,570円

(4) 駐車場利用料金

区分	1 時間以内の場合	1時間を超える場合

普通自動車	1 台につき	470円	1台最初の1 時間につき 47	70円	1 台最初の 1 時間を超える 時間30分まで ごとにつき	80円
原動機付自転 車及び自動二 輪車	同	110円	同 11	10円	司 5	50円

- 備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
 - 2 入場料の額が2以上に区分されている場合は、ホールにあつては入場料の最高額が8,000円を超えるときは徴収する入場料の額が8,000円を超える場合とし、入場料の最高額が3,000円を超え8,000円以下のときは徴収する入場料の額が3,000円を超え8,000円以下の場合とし、入場料の最高額が3,000円以下の場合とし、大スタジオにあつては入場料の最高額が3,000円を超えるときは徴収する入場料の額が3,000円を超える場合とし、入場料の最高額が3,000円以下のときは徴収する入場料の額が3,000円以下の場合とする。
 - 3 ホール等とは、ホール、大スタジオ、中スタジオ若しくは小スタジオA又は本館のホールをいう。
 - 4 ホール、スタジオ又は楽屋を(1)ホール利用料金、(2)スタジオ利用料金又は(3)楽屋利用料金の表の時間の区分における時間(以下この備考において「基本利用時間」という。)における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合(基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一の日において2以上の基本利用時間にわたつて利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間の別外の時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間(2以上の基本利用時間にわたつて利用する場合は、直近の基本利用時間)における利用に係る利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
 - 5 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として当該ホールを利用する場合の利用料金は、当該ホールの利用及び基本利用時間の区分に応ずる利用料金の額に4により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。

2 設備利用料金

種別	単位	利用料金の額	
楽器	1台1回	15,710円	
舞台設備	1種類1回	11,520円	
ホール及びスタジオ照明	1回	56, 570円	
セット	1 🖂	00,010 1	
その他の照明設備	1台1回	1,890円	
ホール及びスタジオ音響	1 回	26, 190円	
セット		20, 190 1	
その他の音響設備	1式、1台又は1本1	22,000円	
	口	22, 000 1	
映写設備	1台1回	23,040円	
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電	210円	
	力1キロワット1回	210	

備考 1 1回とは、一の基本利用時間(1施設利用料金の表備考4又は別表第1の1施設利用料

金の表備考3に規定する基本利用時間をいう。以下この備考の2において同じ。) 内における利用をいう。

- 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合(基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一の日において2以上の基本利用時間にわたつて利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間以外の利用時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間以内であるときは表に掲げる利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とし、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間を超えるときは1回の利用料金の額とする。
- 3 ホール若しくは本館のホールの利用に伴う準備若しくは練習を行うことのみを目的として利用する場合、大スタジオ、中スタジオ若しくは小スタジオAの催し等を行わない場合の利用に伴つて利用する場合又は小スタジオBの利用に伴つて利用する場合の利用料金は、表に掲げる利用料金の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 4 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示 消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キ ロワットとする。
- 5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料 を計算する。

全部改正〔平成21年条例40号〕、一部改正〔平成26年条例7号・31年18号〕